

○芳賀町空家等解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定により定める芳賀町空家等対策計画に基づき、老朽化や管理不全により地域住民の生活環境に危険な影響を及ぼすおそれのある空家等の解体を促し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的として、町が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、芳賀町補助金等交付規則（昭和50年芳賀町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の定めるところによる。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、特定空家等又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅かつ特定空家等に準ずる状態にあるもの（以下「不良住宅」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存するもので、個人が所有するものであること。
- (2) 法第22条第3項の規定による命令の対象となっていないこと。
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (4) 故意に破損させたものでないこと。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家等の除却に同意している場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空家等の所有者又はその相続人であること。
- (2) 所有権を有する者が2以上ある場合は、当該補助対象空家等の除却について、その全員の同意があること。
- (3) 補助対象空家等の所有者と当該補助対象空家等の所在する土地の所有者が異なる場合は、当該補助対象空家等の除却について、当該土地の所有者の同意があること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する町内に事業所を有する者に請け負わせる補助対象空家等の除却工事とする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けた者。ただし、土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付の決定前に着手した除却工事。ただし、緊急やむを得ない事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 補助対象空家等の一部のみの除却工事
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除却しようとする空家等が特定空家等又は不良住宅に該当するかどうかを判定するため、芳賀町空家等解体費補助金事前調査申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、法第22条第1項の規定による助言若しくは指導を受けている場合又は同条第2項の規定による勧告を受けている場合は、この限りでない。

(1) 位置図

(2) 現況写真（敷地全景及び建物2面以上）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、当該空家等が特定空家等又は不良住宅に該当するかどうかを調査し、その結果を芳賀町空家等解体費補助金事前調査結果判定書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第 9 条 申請者は、芳賀町空家等解体費補助金交付申請書（別記様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）位置図

（2）建物及び土地の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他所有者又は相続人を確認できる書類）

（3）補助対象工事の見積書の写し

（4）共有者又は他の相続人がいる場合は、その全員の同意書

（5）所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者の同意書

（6）除却工事を行う事業者が建設業の許可又は解体工事業者の登録を受けていることが分かる書類

（7）その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 10 条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは芳賀町空家等解体費補助金交付決定通知書（別記様式第 4 号）により、補助金を交付しないことを決定したときは芳賀町空家等解体費補助金不交付決定通知書（別記様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第 11 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに芳賀町空家等解体費補助金（変更・中止）申請書（別記様式第 6 号）に当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、芳賀町空家等解体費補助金（変更・中止）（承認・不承認）通知書（別記様式第 7 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第 12 条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに芳賀町空家等解体費補助金実績報告書（別記様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に要した費用の領収書の写し
 - (2) 工事写真（着手前、工事中及び完了後が確認できるもの）
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- （補助金額の確定）

第13条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、芳賀町空家等解体費補助金額の確定通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、速やかに芳賀町空家等解体費補助金交付請求書（別記様式第10号）に交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付が決定している補助金の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該取消しに係る補助金の返還を芳賀町空家等解体費補助金交付決定取消通知書（別記様式様式第11号）により、命ずることができる。

- (1) この要綱に違反する事実があったとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。